

○政治活動と選挙運動について

Q 選挙運動はいつからできますか？

A 選挙運動ができる期間は、立候補の届出が受理されてから、投票日の前日までです。それ以前に行われる選挙運動は、全て時期がいつであるかを問わず事前運動として禁止されています。

後援会の結成やその加入文書などは政治活動として認められていますが、時期・場所・内容・その他の方法いかんによっては、事前運動と認められる場合があります。

Q インターネットで政治活動や選挙運動はできますか？

A 選挙運動にわたらない純粋な政治活動として、インターネットのホームページを利用することは自由にできます。

しかし、純粋な政治活動として使用するホームページであっても、候補者が選挙運動期間中に開設したり、又は書き換えをすることは、新たな文書図画の頒布とみなされ、選挙運動の禁止を免れる行為として公職選挙法に違反することがあります。

Q 投票用紙記載台の氏名等掲示の順番が立候補届出順番と違うのはなぜですか？

A 投票用紙記載台の氏名等掲示や選挙公報への掲載順序は、立候補届出の締め切り後、公平を期すため、選挙管理委員会でそれぞれくじを引いて決定しています。

なお、選挙運動用ポスターをポスター掲示場に貼る順番は立候補届出順と同じです。

Q 候補者の経歴や政策などはどのようにして知ればよいですか？

A 選挙管理委員会が、候補者の経歴や政策などが掲載されている「選挙公報」を発行し、各世帯に選挙期日2日前までに（市長・市議選挙については前日までに）配布します。その他ホームページに掲載するほか、市役所や市民センター等に備え付けてありますので、ご自由にお持ち帰りください

Q 候補者が行うことができる選挙運動は何ですか？

A 公職選挙法により認められた候補者が行う選挙運動の主なものは次のとおりです。ただし、選挙の種類により、その方法、あるいは数量や規格などが異なるものがあります。

- ・選挙事務所の設置
- ・選挙運動用自動車の使用
- ・選挙運動用はがき
- ・新聞広告
- ・ビラの配布（衆議院議員選挙・参議院議員選挙及び地方公共団体の長の選挙）
- ・選挙公報
- ・ポスターの掲示
- ・街頭演説
- ・個人演説会

Q 選挙運動用自動車のスピーカーがうるさくてたまりません。何とかならないでしょうか？

A 候補者が、選挙運動用自動車から拡声機を使い名前を連呼したり、あるいは拡声機を使用して街頭で演説をしたりするのも、公職選挙法に基づき候補者ができる選挙運動のひとつであり、音量の規制も特にされていません。

候補者にとっては、法律で限られた範囲内で、精一杯有権者に訴えようとしていることでもあり、選挙運動期間中は有権者の方々にご理解をお願いしたいと思います。